

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.24



● 令和8年4月 駐車場手当を支給している交通用具（マイカーなど）通勤者の非課税限度額改正に追加対応

令和8年度税制改正により、通勤のために自動車等の交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について改正されました。

本改正に関して、国税庁より「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」が公開されました。

これに伴い、当製品でも交通用具（マイカーなど）通勤者で、駐車場手当も支給している場合の非課税限度額について、具体的な計算方法に対応しました。

対応する計算方法

自動車等の交通用具を使用して通勤している場合に支給される通勤手当が、通勤距離に応じた非課税限度額を下回る場合の計算方法に対応しました。

計算例

- 片道距離：50km
- 通勤距離に応じた通勤手当：28,000円
- 駐車場等の料金相当額の通勤手当：8,000円
- 合計36,000円を支給する場合

以下のように非課税限度額が計算されます。

- ①通勤距離に応じた非課税限度額：32,300円（片道45km以上55km未満）
- ②1ヵ月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000円（1ヵ月当たりの料金8,000円が5,000円を超えるため、5,000円）
- ③非課税限度額：37,300円（32,300円+5,000円）

支給額36,000円は、非課税限度額37,300円を下回るため、支給する通勤手当が全額非課税となります。

参考

今までは、通勤距離に応じた通勤手当の非課税額と駐車場等の料金相当額の非課税額をそれぞれで計算していました。

上記の計算例の場合

- ①通勤距離に応じた通勤手当の非課税額：28,000円
- ②駐車場等の料金相当額の非課税額：5,000円
- ③非課税通勤費：33,000円（28,000円+5,000円）

当製品での操作手順

当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.23



令和8年4月 子ども・子育て支援金創設に対応	2
令和8年4月 通勤手当・食事手当の非課税限度額改正に対応	5
雇用保険率の改定に対応	6
健康保険組合の事業所番号の桁数変更に対応	6

● 令和8年4月 子ども・子育て支援金創設に対応

「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、令和8年4月分（5月納付分）より、従来の一般保険料および介護保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。
当製品の変更箇所は、以下になります。

[健康保険区分登録]メニュー

[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページの健康保険の保険料率に「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。

※[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの【健康保険内訳】の使用区分が「未使用」の場合でも、基本保険と特定保険の保険料率が表示されるようになりました。

基本設定		保険料率設定	
適用年月	令和 8 年 4 月		
【健康保険】			
	被保険者負担	事業主負担	
健康保険	50.400 / 1000	50.400 / 1000	
(基本保険)	33.050 / 1000	33.050 / 1000	
(特定保険)	16.200 / 1000	16.200 / 1000	
子育て支援金	1.150 / 1000	1.150 / 1000	
介護保険	8.100 / 1000	8.100 / 1000	
徴収処理対象	1 健康保険+介護保険		
徴収処理方法	3 協会管掌 (五捨六入)		

※上図は、管掌区分が「協会管掌」の場合の「東京都」の保険料率です。

参 考

健康保険組合にご加入の場合も、「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。各種管理資料で健康保険内訳（基本保険・特定保険・子育て支援金）を集計したい場合は、[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページでご加入の健康保険組合の各保険料率が正しいかを確認してください。

また、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューで【健康保険内訳】の使用区分に「使用」を選択すると、各メニューでも、子ども・子育て支援金（子育て支援金）について表示されるようになります。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニュー
- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・ [管理ツール]-[税率/保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[全国健康保険協会]メニュー
- ・ [管理ツール]-[税率/保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

[勤怠支給控除項目登録]メニュー

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの[控除内訳]ページに、健康保険の内訳として「健保内訳4 子育て支援金」が、[事業主]ページに、「健保内訳4 子育て事業主」が追加されます。

[社員情報登録]メニュー

[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページに「（子育て支援金）」が表示されます。健保標準報酬月額に応じて、保険料が表示されます。

社会保険 労働保険 住民税・通勤手当 給与支給 賞与支給 中途・区分 明細書

健康保険		厚生年金保険	
被保険者整理番号	1234567	被保険者整理番号	1234567
介護保険区分	1 対象	種別	01 1:男子
健康賞与区分	1 計算する	厚生賞与区分	1 計算する
賞与取得年月日	年 4月 1日	賞与取得年月日	年 4月 1日
賞与喪失年月日	年 月 日	賞与喪失年月日	年 月 日
賞与喪失原因	00 対象外	賞与喪失原因	00 対象外
健康適用判定区分	1 判定する	厚生適用判定区分	1 判定する
介護適用判定区分	1 判定する	厚生年金基金	
健康標準報酬	0340 千円	加入員番号	
健康保険料	17,136	賞与取得年月日	2000年 4月 1日
<基本保険料>	11,237	賞与喪失年月日	年 月 日
<特定保険料>	5,508	賞与喪失原因	00 対象外
<子育て支援金>	391	厚生標準報酬	0340 千円
介護保険料	2,754	厚生年金保険	31,110
		厚生年金基金	0

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

[給与処理]メニュー/[賞与処理]メニュー

子ども・子育て支援金は、健康保険料に上乘せして表示されます。

基本給	職能給	役職手当	家族手当	住宅手当	技能手当
362,000	15,000	5,000	0	0	0
賞与手当	精勤手当	会議手当	手当A	夕マシ手当	満日直手当
5,000			6,000	0.00	0.00
健康保険料	2,754		17,136	31,110	0
介護	17,136		2,547	5,510	20,000
住民税					
組合会費	共済会費	共同積入費	食事代金		預り金
0	0	0	0	0	0

「子ども・子育て支援金」が含まれています。

給与データ入力画面で [F11: 付加情報] を押して表示される [明細付加情報] 画面の [社会保険料] ページで (子育て支援金) を確認できます。

給与明細 - 明細付加情報

社員番号: 100000 氏名: 山田 一樹 給与: 年 月 分時点

社員情報 社会保険料 その他

社会保険料	被保険者負担分	事業主負担分	保険料合計
健康保険料	17,136	17,136,000	34,272,000
<基本保険料>	11,237	11,237,000	22,474,000
<特定保険料>	5,508	5,508,000	11,016,000
<子育て支援金>	391	391,000	782,000
介護保険料	2,754	2,754,000	5,508,000
厚生年金保険	31,110	31,110,000	62,220,000
子育て拠出金		1,156,000	1,156,000
厚生年金基金	0	0,000	0,000

また、子ども・子育て支援金は、法令上の記載義務はありませんが、給与 (賞与) 明細書の欄外に出力することができます。

欄外に出力する場合は、[給与 (賞与) 明細書 - 印刷条件設定] 画面の [詳細設定] ページで、「子育て支援金」にチェックを付けます。

給与明細書 - 印刷条件設定

基本設定 明細書設定 詳細設定 メモ設定 付録検索 印刷設定 プリント設定

欄外印字項目

課税種 印字しない

健康保険内訳

一般保険料 基本保険料 特定保険料 子育て支援金

明細タイトル

2024年 5 月分 給与

※基本保険料と特定保険料を合算し、一般保険料として印字することができるようになりました。その場合は、「一般保険料」にチェックを付けます。

※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合も、同様に出力することができます。

○「基本保険料」「特定保険料」「子育て支援金」にチェックを付けた場合

勤怠他	出勤日数	休出日数	特休日数	有休	代替休	欠勤日数	
	20.0						
	出勤時間	遅早時間	普通残業時間	深夜残業時間	休出残業時間	法定休日時間	
	165.00		57,827	21.00			
支給	基本給	職能給	役職手当	家族手当	住宅手当	技能手当	
	362,000	5,000	5,000				
給	皆勤手当	精勤手当	会議手当	育児手当	0.00		
	5,000						
控除	健康保険料	厚生年金保険	厚生年金基金	雇用保険料	所得税	住民税	
	2,754	17,136	31,110	2,445	4,780	20,000	
除	組合会費	共済会費	共同購入費	食事控除		預り金	
	基本保険料	特定保険料	子育て支援金	総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行振込額
	11,237	5,508	391	444,627	85,025	359,602	200,000

○「一般保険料」「子育て支援金」にチェックを付けた場合

勤怠他	出勤日数	休出日数	特休日数	有休	代替休	欠勤日数
	20.0					
	出勤時間	遅早時間	普通残業時間	深夜残業時間	休出残業時間	法定休日時間
	165.00		57,827	21.00		
支給	基本給	職能給	役職手当	家族手当	住宅手当	技能手当
	362,000	5,000	5,000			
給	皆勤手当	精勤手当	会議手当	育児手当	0.00	
	5,000					
控除	健康保険料	厚生年金保険	厚生年金基金	雇用保険料	所得税	住民税
	2,754	17,136	31,110	2,445	4,780	20,000
除	組合会費	共済会費	共同購入費	食事控除		預り金
	一般保険料	子育て支援金	総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行振込額
	16,745	391	444,627	85,025	359,602	200,000

《 関連メニュー 》

- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[給与賞与データ作成]-[給与データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[給与賞与データ作成]-[賞与データ作成]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[給与明細書照会設定]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[賞与明細書照会設定]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[給与明細書作成処理]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[賞与明細書作成処理]メニュー（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）

【勤怠支給控除一覧表】メニューなど、各種管理資料

条件設定画面の[集計項目設定]ページで項目種類に「控除内訳」を選択し、[選択項目]リストから「健保内訳 4 子育て支援金」を選択して集計できます。



[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニューなど、事業主項目を選択できるメニューは「健康内訳 4 子育て事業主」も選択して集計できます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳コード設定]メニュー

【標準報酬改定一覧表】メニュー／【保険料一覧表】メニュー

健康保険の内訳として、「子育て支援金」を集計できます。集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページの表示項目の「子育て支援金」にチェックを付けます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[標準報酬改定一覧表]メニュー
- ・ [社会保険]-[保険料一覧表]メニュー

● 令和8年4月 通勤手当・食事手当の非課税限度額改正に対応

※通勤手当・食事手当に関する取扱いについては、制度改正に向けた検討段階の内容を踏まえて記載しております。以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

通勤手当

○通勤距離が片道65km以上の給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、以下のように引き上げられます。

片道の通勤距離	1ヵ月あたりの非課税限度額	
	改正前	改正後
55km 以上 85km 未満	38,700 円	同左
65km 以上 75km 未満		45,700 円
75km 以上 85km 未満		52,700 円
85km 以上 95km 未満		59,800 円
95km 以上		66,400 円

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの通勤手当3で、支給額と片道距離を入力すると非課税通勤費と課税通勤費が改正後の金額で判定されます。

○一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合の1ヵ月あたりの非課税限度額が、通勤距離に応じた通勤手当の非課税限度額に、駐車場代相当額（上限：月5,000円）を加算した金額となります。

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページに「支給額（駐車場等）」が追加されました。

保険 住民税・通勤手当 給与支給 賞与支給 中途・区分 明細書

【通勤情報】

	通勤手当 1	通勤手当 2	通勤手当 3
支給期間	0 毎月	0 毎月	0 毎月
支給方法	0 一括	0 一括	0 一括
支給開始月	1 月	1 月	1 月
片道距離			15.00 km
支給額	0	0	8,000
支給額(駐車場等)			6,000
非課税通勤費	0	0	13,000
課税通勤費	0	0	1,000

通勤手当調整情報(C)...

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

食事手当

食事手当の非課税限度額が3,500円から7,500円に引き上げられます。

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページで、課税区分に「3: 食事手当」または「4: 食事手当(軽減)」を設定している支給項目がある場合は、[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューで金額を入力すると、自動的に改正後の非課税限度額で所得税が計算されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー

● 雇用保険率の改定に対応

※令和8年2月下旬時点で、雇用保険率が確定しておりません。

以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

令和8年4月から雇用保険率が改定されます。

	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当製品でも上記の雇用保険率に対応しました。

なお、3月以前の給与および賞与の雇用保険料は、3月以前の雇用保険率で計算されます。

● 健康保険組合の事業所番号の桁数変更に対応

事業所番号(健康保険組合用)の桁数が4桁から5桁に変更されます。

これに伴い、当製品でも磁気媒体の様式変更に対応します。

また、届出用紙に印刷した場合は、事業所番号が欄外に印字されます。

様式コード 2 2 6 5		被保険者賞与支払届 厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	
年 月 日 提出		事業所番号 (健保組合) 12345	
提出者記入欄	事業所 登録番号	5 5 イ ロ ハ	事業所番号 (健保組合) 12345
	事業所 所在地	前記記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 163 - 6032 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー	
	事業所 名称	OBC商事株式会社	
	事業主 氏名	山口 和夫 印	
	電話番号	03 (3342) 1880	
		社会保険労務士記載欄 氏 名 等	

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.21



● 令和7年 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正内容および当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.20



基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	3
扶養親族等の所得要件の改正に対応	8
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	9

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	48万円	68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円

○給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」についても改正されます。当製品では、令和8年1月以後の給与（賞与）処理を行うと、自動的に改正後の源泉徴収税額が計算されます。

参 考

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。令和7年の年末調整の際に、改正後の基礎控除額、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にもとづいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]メニュー 2 / 10

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参 考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参 考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名 100000 山田 一郎

先行入力 給与年調

所得控除等 税額控除 中途入社 家族・所得税

【保険料控除情報】

一般生命保険料	新	0
介護医療保険料	旧	0
個人年金保険料	新	0
生命保険料控除額	旧	0
地震保険料		0
旧長期損害保険料		0
地震保険料控除額		0
国民年金保険料		0
社保申告控除分合計		0
小規模共済出金		0

【基礎控除情報】

基礎控除申告書の提出	1	あり
基礎控除額		***,***,***

【配偶者控除等情報】

配偶者合計所得		0
配偶者控除等申告書の提出	1	あり
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		***,***,***
配偶者特別控除額		***,***,***

【特定親族特別控除情報】

合計所得(⑤)...		
特定親族申告書の提出	0	なし
特定親族特別控除額		0

【税額計算情報】

課税区分	1	甲種
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	0	給与年調
単独還付方法	0	現金

【所得金額調整控除情報】

所得調整控除申告書の提出	1	あり
所得金額調整控除額		***,***,***

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます（[合計所得] ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます）。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

No.	氏名	続柄	生年月日	特定親族区分	特定親族合計所得	特定親族特別控除額
1	洋朗	子	平成17年 6月00日	1 対象	900,000	610,000
2	伸介	子	平成20年 1月11日	0 対象外	0	0
3	大原とし	母	昭和 9年 3月28日	0 対象外	0	0

特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「1：対象」を選択します。初期値として、19歳以上23歳未満の場合は「1：対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が表示されます。

参考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

The screenshot shows the '源泉徴収票' (Source Deduction Certificate) form. The form is divided into several sections. A red box labeled '1' highlights the '控除対象扶養親族等' (Tax-exempt dependent family members, etc.) section, which now includes a table for '特定親族' (Specified family members) with columns for name and amount. A red box labeled '2' highlights the '特定親族' (Specified family members) section, which now includes a table for '特定親族' (Specified family members) with columns for name and amount. A red box labeled '3' highlights the '特定親族特別控除の額' (Amount of special tax exemption for specified family members) section, which now includes a table for '特定親族特別控除の額' (Amount of special tax exemption for specified family members) with columns for name and amount.

- ①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

参考

表示される区分は、以下になります。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

- ② 「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。
- ③ 「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参考

令和8年(2026年)以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、**特親所得**を押して[源泉徴収票 - 特定親族所得見積額]画面を開きます。扶養控除等(異動)申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

<< 関連メニュー >>

- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX円」と印字されます。

所属	301 営業部 東日本営業課	社員番号	100000	氏名	山田 一朗	住所	〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション805					
役職	課長	生年	昭和41年 9月 21日	性別	男	扶養区分	1					
令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿	区分	月別	支給額	社会保険料等	社会保険料等控除後の給与等の金額	所得税	年末調整による 過不足税額	地引徴収税額	扶養区分	申請	年末調整方法	給与年額
	1	1・24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300	一般障害者	一般扶養親族	1
	2	2・25	475,051	71,790	403,261	4	6,050	0	6,050	特別障害者	特定扶養親族	1
	3	3・25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0	6,050	ひとり親	老人扶養親族	1
	4	4・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300	勤労学生	同居老親等	1
	5	5・23	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300	配属者	一般障害者	
	6	6・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300	配偶者	特別障害者	
	7	7・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300		同居特別障害者	
	8	8・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300			
	9	9・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300			
	10	10・24	413,000	2,271	410,729	4	6,420	0	6,420			
	11	11・25	479,952	2,694	477,258	4	9,940	0	9,940			
12	12・25	478,972	2,687	476,285	4	9,940	▲114,890	▲104,950				
計			5,674,482	653,824	5,020,658		82,500					
令和8年分	7	7・10	821,500	126,326	696,174	4	42,647	0	42,647			
	12	12・10	821,500	127,380	694,120	4	85,043	0	85,043			
計			1,643,000	252,706	1,390,294		127,690					
合計			7,317,482	906,530	6,410,952		210,190					
前年度未払等												

区分	金額	税額
給料・手当等	5,674,482	82,500
賞与等	1,643,000	127,690
中途調整取入		
計	7,317,482	210,190
給与所得控除後の給与等の金額	5,485,733	
所得金額調整控除額		82,500
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	5,485,733	
社会保険料等からの控除分	906,530	
控除額		906,530
生命保険料の控除額	84,000	
地震保険料の控除額	28,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養控除及び障害者等の控除額の合計	960,000	
基礎控除額	630,000	
所得控除額の合計額	3,618,530	
差引課税所得金額及び算出所得税額	1,867,000	93,350
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		
年間調整所得税額		93,350
年間調整年税額		95,300
差引超過額又は不足額		114,890
本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額		9,940
未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額		10,000
差引還付する金額		104,950
同上の本年中に還付する金額のうち翌年において還付する金額		104,950
不足額		
本年最後の給与から徴収する金額		
還付に繰り越して徴収する金額		
特定親族特別控除額	650,000	

参考

令和8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和8年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基本 家族・所得税 中途・市町村

【家族情報】				配偶者の有無	1	配偶者あり
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分	
配偶	302	1 女性	1989年 5月 3日	年 月 日	0 居住者	
	洋子	01 妻	1 同居	1 源泉控除配偶	0 対象外	
1	ヒロ洋	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	
	洋朗	01 子	1 同居	5 特定	0 対象外	
2	302	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	
	伸介	01 子	1 同居	1 一般扶養	0 対象外	
3	材外3	0 男性	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者	
	大原とし	03 母	1 同居	4 老親等	0 対象外	
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	
5		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	
6		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	
7		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	

【本人区分情報】	
寡婦/ひとり親区分	0 対象外
障害者区分	0 対象外
勤労学生区分	0 対象外
未成年者区分	0 対象外
災害者区分	0 対象外
外国人区分	0 対象外
居住者区分	0 居住者

【扶養人数情報】			
配偶者区分	1 源泉控除配偶		
一般扶養親族	1 名	一般障害者	0 名
特定扶養親族	0 名	特別障害者	0 名
老人扶養親族	0 名	同居特別障害者	0 名
同居老親等	1 名	非居住者親族	0 名
特定親族	1 名		
年少扶養親族	0 名	扶養等の数	4 名

注意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

注意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

- [年末調整]-[年末調整処理]メニュー

● 令和 6 年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参 考

特例対象個人とは、令和 6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

○夫婦のいずれかが40歳未満

○19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和 6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当	00：非該当
01：中古住宅	01：中古住宅
02：特例居住用家屋	02：特例居住用家屋
03：認定住宅・新築	03：認定住宅・新築
04：認定住宅・買取再販	04：認定住宅・買取再販
05：認定住宅・新築・特例認定住宅等	05：認定住宅・新築・特例認定住宅等
06：ZEH水準省エネ住宅・新築	06：ZEH水準省エネ住宅・新築
07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販	07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販
08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等	08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
09：省エネ基準適合住宅・新築	09：省エネ基準適合住宅・新築
10：省エネ基準適合住宅・買取再販	10：省エネ基準適合住宅・買取再販
11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
	12：特例対象個人
	13：特例認定住宅等・特例対象個人
	14：認定住宅・新築・特例対象個人
	15：認定住宅・買取再販・特例対象個人
	16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
	18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
	19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人
	21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人
	22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.19



- Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年9月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。

業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。

詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

《 関連メニュー 》

- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合）
- ・ [管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.18



機能追加内容はありません。

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.17



[社員情報登録]メニューの項目名を変更	2
---------------------	---

● [社員情報登録]メニューの項目名を変更

[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの「健保証番号」と「厚年整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました。

これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。

変更前

変更後

<< 関連メニュー >>

[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。

- ・ [賞与支払届]メニュー
- ・ [月額変更処理]メニュー
- ・ [算定基礎処理]メニュー

これに伴い、4000番台の以下の奉行サブライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サブライをご利用ください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| [4160] 単票被保険者賞与支払届 | [4139] 単票被保険者賞与支払届 |
| [4060] 被保険者賞与支払届 | [4039] 被保険者賞与支払届 |
| [4207] 単票被保険者月額変更届 | [4007] 被保険者月額変更届 |
| [4208] 単票被保険者算定基礎届 | [4008] 被保険者算定基礎届 |

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.16



《改正情報》	
定額減税（年調減税事務）に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	5
《機能追加》	
搭載辞書を更新	6

《改正情報》

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※ [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明	
区 分	全 額	税 額	
給料・手当等	5,655,838	36,560	
賞 与 等	2,032,000	19,493	
中途退職収入	0	0	
計	7,687,838	56,053	
<給与所得控除後>	5,819,054		
所得金額調整控除額	0		
<調 整 控 除 後>	5,819,054		
社会保 給与控除分	1,187,458		
険料等 申告控除分	0		
控除額 小規模共済掛金	0		
生命保険料控除額	120,000		
地震保険料控除額	50,000		
配偶者（特別）控除額	300,000		
扶養障害者等控除額	1,340,000		年調減税額内訳
基礎控除額	480,000		本人 30,000
<所得控除合計額>	3,557,458		配偶者 0
< 課税給与所得 >	2,261,000		扶養 80,000
<< 算出所得税額 >>		128,600	
住宅借入金等控除額		0	
< 年調所得税額 >		128,600	
年調減税額		120,000	
<年調減税額控除後の年調所得税額>		8,600	
控除外額		0	
<年 調 年 税 額>		8,700	
<< 差引過不足額 >>		-47,353	

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

参 考

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様に出力されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

- 年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・<年調減税額控除後の年調所得税額>・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。
- 印刷した際は、以下のように印字されます。
 - ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」を選択した場合に印字されます。
 - ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
 - ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

所属	301 営業部_東日本営業課	社員番号	100000	氏名	山田 一朗	住所	〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション305	
令和6年分	1-25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	2-22	478,051	71,750	406,301	4	6,050	0	6,050
	3-25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0	6,050
	4-25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	5-24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	6-25	478,885	73,262	405,623	4	6,180	▲6,180	0
	7-25	478,885	73,262	405,623	4	6,180	▲6,180	0
	8-23	478,972	73,266	405,706	4	6,180	▲6,180	0
	9-25	478,972	73,266	405,706	4	6,180	▲6,180	0
	10-25	418,000	72,902	345,098	4	3,730	▲3,730	0
	11-25	472,874	73,229	399,645	4	5,930	▲5,930	0
	12-25	462,406	73,165	389,241	4	5,540	▲47,353	▲41,793
合計		5,655,838	871,328	4,784,510		36,560		
	7-10	821,500	127,791	693,709	4	42,496	▲42,496	0
	12-10	1,210,500	188,339	1,022,161	4	43,617	▲43,124	39,493
合計		2,032,000	316,130	1,715,870		19,493		
合計		7,687,838	1,187,458	6,500,380		56,053		

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[年末調整計算書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所
【税額控除情報】			
住宅借入金の種類			
居住開始年月日			
取得対価の額			
家屋土地等の総面積		m ²	
居住用部分の面積		m ²	
居住用割合		%	
控除対象用区分			
特定取得区分			
住宅の区分等			
借入金等年末残高			
特定増改築借入残高			
住宅借入金等控除額			

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、「2以上…」ボタンをクリックして表示される「2以上の住宅借入金等特別控除」画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.15



《改正情報》	
所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

● 所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応

2024年6月から、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。

【所得税】

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。

【住民税】

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヵ月で均して徴収する。

所得税の定額減税（月次減税事務）に伴う当製品の変更箇所

○定額減税区分が追加

当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。

したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。

源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。

また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。

※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

○定額減税額の計算

[社員情報登録]メニューの設定が以下の場合に、定額減税額が計算されます。

【本人】

入社年月日が令和6年6月1日以前（[基本]ページ）

退職年月日が入力されている場合は令和6年6月1日以降（[基本]ページ）

居住者区分が「0：居住者」（[家族・所得税]ページ）

【配偶者（[家族・所得税]ページ）】

定額減税区分が「1：対象」

【控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族（[家族・所得税]ページ）】

扶養区分が「0：控除対象外」以外

居住者区分が「0：居住者」

○給与処理

支給日が6月1日以後の場合は、定額減税額が控除された所得税が自動的に表示されます。

支給明細書の欄外に、「定額減税額(所得税)」「定額減税未済額」「月次減税額」を出力できます。

月次減税額のうち、実際に控除した金額が「定額減税額(所得税)」として、必ず出力されます。

※[給与（賞与）明細書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページで、欄外印字項目や健康保険内訳印字項目の設定に応じて、「定額減税未済額」「月次減税額」が出力されない場合があります。

※明細書の用紙種類が「連続用紙」の場合は、「定額減税額(所得税)」は「定額減税額(所)」と印字されます。

※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をお使いの場合も、定額減税に関する項目は出力されます。

○勤怠支給控除一覧表／区分別一覧表

条件設定画面の[集計項目設定]ページに「定額減税項目も集計する」設定が追加されました。
チェックを付けると、以下の並び順で定額減税に関する項目が確認できます。

①月次減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数×30,000円
②減税前定額減税未済額	前回までに控除しきれなかった金額
③減税前所得税	定額減税を控除する前の所得税の金額
④定額減税額（所得税）	今回控除する金額
⑤所得税	定額減税を控除した後の今回の所得税の金額
⑥定額減税未済額	控除しきれない金額 「減税前定額減税未済額」－「定額減税額（所得税）」

※項目の並び順を変更することはできません。

※国税庁のホームページに掲載されている「各人別控除事績簿」に相当する内容を確認できます。

住民税の定額減税に伴う当製品の変更箇所

○以下のメニューで、住民税の年税額を入力すると、初回6月分が0円、7月以降に「定額減税後の税額」を11ヵ月で均した金額が表示されます。

- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニュー
- ・[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページ

参考

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニューで予約登録している場合は、給与処理月を6月に進める際に[社員情報更新]画面が表示されます。年税額や各月の住民税を確認できます。

注意

前年の合計所得金額が1,805万円を超える社員は、定額減税の対象になりません。
ただし、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニューや[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページで年税額を入力すると、住民税情報の6月分は0円、7月分～5月分は11ヵ月で均した金額が表示されます。したがって、6月分～5月分に正しい住民税の金額を登録してください。

○[住民税納付リスト]メニューの「住民税納付リスト」のレイアウトが変更され（用紙の向きが「縦」から「横」）、各月の金額が確認できるようになりました。

また、条件設定画面の[基本設定]ページの「住民税額がない社員を含めて入力する」設定は、「年税額がない社員を含めて入力する」設定に変更されました。

≪機能追加≫

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年3月29日時点
銀行支店辞書	2024年4月8日時点
市町村辞書	2024年2月19日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.14



● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書

2023年12月28日時点

銀行支店辞書

2024年1月9日時点

市町村辞書

2024年1月4日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.12



《改正情報》	
国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応	2
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能	2
令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応	3
《機能追加》	
所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化	4
前職の源泉徴収票データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	5
[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	5
[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除	5
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更されました。30歳以上70歳未満の場合は、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合だけ、扶養控除の対象となります。これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの控除対象扶養親族の区分欄の出力が、以下のように変更されます。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）



※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分欄には従来通り「0」が出力されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

● 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能

扶養控除等（異動）申告書の住民税に関する事項の退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力できるようになりました。

[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページに[住民税に関する事項...]ボタンが表示されます。クリックすると[年末調整処理 - 住民税に関する事項]画面が開き、所得の見積額を入力できます。

※住民税については、退職所得を除いた所得の見積額を入力します。



なお、令和5年分以降の給与支払報告書（源泉徴収票）には、以下が出力されます。

○摘要欄に、該当する配偶者・扶養親族の名前の前に括弧書きの数字が付与され、「（退）氏名」と所得の見積額等の情報

○5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に、「（退）個人番号」

※5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄は、画面には表示されません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応

令和4年度税制改正により、令和4年に入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率および控除期間が、住宅の種類に応じて以下ようになります。

	住宅の種類	入居する年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和4年	5,000万円	0.7%	13年間
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		
	省エネ基準適合住宅		4,000万円		
	上記以外（一般住宅）		3,000万円		
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	令和4年	3,000万円	0.7%	10年間
	上記以外（一般住宅）		2,000万円		

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの控除額適用区分に「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」が追加され、選択肢「3：認定住宅」から「3：認定住宅（等）」に変更されました。また、住宅の区分等が追加されました。

住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。



変更前	変更後（居住開始年月日が令和4年以降）
控除額適用区分	控除額適用区分
0：現行特別控除 2：特定増改築等 3：認定住宅 4：震災再取得等	0：現行特別控除 3：認定住宅（等） 4：震災再取得等 5：現行特別控除（特例居住用家屋） 6：認定住宅等（特例認定住宅等） 7：震災再取得等（特例居住用家屋）
—	住宅の区分等
—	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

上記の住宅ローン控除の適用を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの控除区分に、控除額適用区分と住宅の区分等にあわせて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」が表示されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

◀ 機能追加 ▶

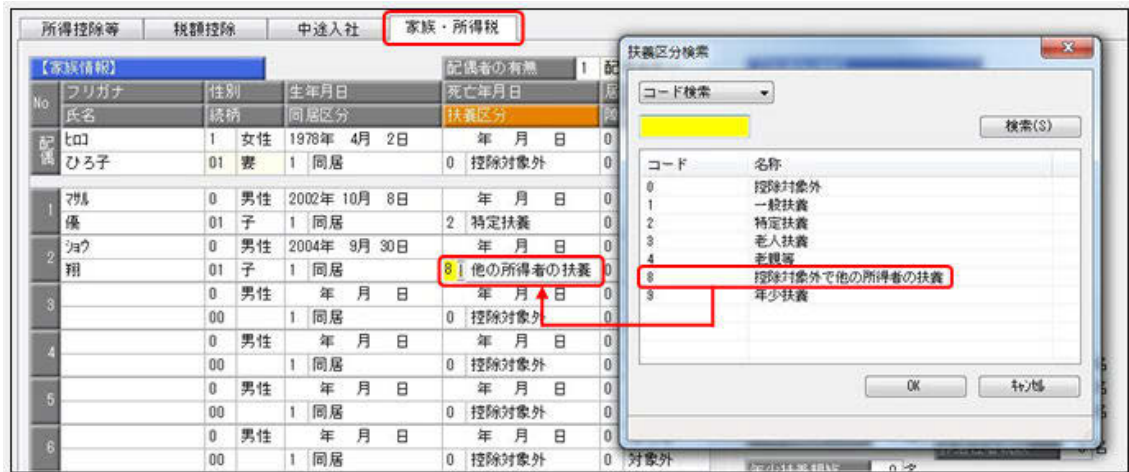
● 所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化

所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦に1人の年齢23歳未満の子がいる場合は、その夫婦双方が控除を受けられることとなります。

今までは、上記のような場合は、該当する家族の[年末調整]-[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分は「0：控除対象外」を選択していました。

しかし、「0：控除対象外」では、「他の所得者が控除を受ける家族」なのか、「年間の合計所得金額が48万円超で控除を受けられない家族」なのか区別がつきませんでした。

したがって、今回から、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」が追加されました。所得金額調整控除申告書に記載されている家族で他の所得者が扶養している場合は、扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を選択してください。



所得金額調整控除の要件に該当する場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄に「氏名（調整）」と表示されます。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分には、「8：控除対象外で他の所得者の扶養」は追加されません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー

● **前職の源泉徴収票データをダウンロード可能**
 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された前職の源泉徴収票データを、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。条件設定画面の更新対象の「中途入社情報」にチェックを付けてダウンロードすると、[年末調整処理]メニューの[中途入社]ページの【中途入社情報】に反映されます。

● **[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能**
 <『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>

退職社員の源泉徴収票や年末調整しない社員の源泉徴収票は、即時公開することで公開できるため、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューの状況欄を「空欄」で表示していました。Web公開するために何をするかを分かりやすくするために、状況欄と公開日時欄の表示を見直しました。それに伴い、状況欄に「公開済／予約中／未公開」を表示し、公開日時欄には「公開予定となる日、または、即時公開が必要な旨」を表示します。

● **[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除**

[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューで、使用されなくなった以下の項目を削除しました。

- 【経理責任者情報】の氏名カナ・氏名
- 【事務担当者情報】の内線

● **搭載辞書を更新**

- 郵便番号辞書 2023年9月29日時点
- 銀行支店辞書 2023年10月2日時点
- 市町村辞書 2023年10月2日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.11



● **搭載辞書の更新**

郵便番号辞書	2023年 4 月28日時点
銀行支店辞書	2023年 5 月 1 日時点
市町村辞書	2023年 5 月 1 日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.10



《改正情報》	
成年年齢の引き下げに対応	2
住宅ローン控除の改正に対応	2
給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更	4
令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	4
《機能追加》	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	5
雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除	5
所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能	5
これから公開される予定の明細書PDFや公開日時を確認可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	5
給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書PDFに反映可能 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	6
搭載辞書を更新	6

《改正情報》

● 成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、源泉徴収票の「未成年者」欄に「○」を記載する要件が、20歳未満から18歳未満に引き下げられました。

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。

源泉徴収票の「未成年者」欄は、[社員情報登録]メニューの未成年者区分が「1：未成年者」の場合に「○」が付きます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 住宅ローン控除の改正に対応

令和元年度税制改正より、消費税10%増税に伴い令和2年12月31日までに居住した場合は控除期間10年に特例期間3年を加えた13年の控除（特別特定取得）が受けられます。令和3年度税制改正により、上記の特別特定取得に対して、さらに新しく3つの措置が追加されました。

○特例取得

特別特定取得に該当する場合で、新型コロナの影響により令和2年12月31日までに入居できなかった場合は、入居期限を1年延長して令和3年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年11月30日までに契約

○特別特例取得

特別特定取得に該当する場合で、ポストコロナに向けた経済対策として、入居期限を2年延長して令和4年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約

○特例特別特例取得

特別特例取得の適用要件を満たしている場合で、合計所得金額が1,000万円以下かつ床面積が40㎡～50㎡未満でも控除を受けられるよう床面積要件が緩和されました。

参 考

「特例特別特例取得」は、「特別特例取得」の特例です。
「特別特例取得」の場合は、床面積が50㎡以上ないと適用されません。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「(特別) 特定取得区分」の項目名が「特定取得区分」に変更され、選択肢に「3：特例特別特例」が追加されました。

また、選択肢「1：特定取得」「2：特別特定取得」から「取得」を取りました。

(特別) 特定取得区分 (変更前)	特定取得区分 (変更後)
0：非該当	0：非該当
1：特定 取得	1：特定
2：特別特定 取得	2：特別特定
	3：特例特別特例

[年末調整処理]メニューの「特定取得区分」には、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記によって以下を選択してください。

	住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記	特定取得区分
特定取得	(特定)	「1：特定」
特別特定取得 特例取得 特別特例取得	(特別特定)	「2：特別特定」
特例特別特例取得	(特例特別特例)	「3：特例特別特例」

参 考

源泉徴収票の控除区分欄には、控除額適用区分+特定取得区分が表示されます。

▼例

控除額適用区分が「0：現行特別控除」、特定取得区分が「3：特例特別特例」の場合は、「住(特特特)」が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更

総務省の通達より、給与支払報告書の各市町村への提出枚数が、2枚から1枚に変更されました。

これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューで給与支払報告書を印刷する際に、1枚のサプライ用紙に2名分印刷するようになりました。

奉行サプライ（源泉徴収票）もデザインが変更されます。

○単票用紙（[6109] 単票源泉徴収票）

青色と緑色の罫線から、左右とも青色の罫線と同じデザインとなりました。

また、1枚のサプライ用紙に2名分印刷となるため、100枚から50枚に変更となりました。

○連続用紙（[6009] 源泉徴収票）

4枚複写から3枚複写に変更されます。

（2枚目の緑色の罫線の用紙がなくなります。）

《 関連メニュー 》

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

令和5年分より、非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件が変更されました。

令和4年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和5年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和5年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

[随時処理]-[年次更新]メニューを実行し、処理年を令和5年に更新すると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

変更前	変更後
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

注 意

扶養控除等（異動）申告書は、当システムで印刷できません。

《 関連メニュー 》

- [社員情報]-[社員情報登録]メニュー

《機能追加》

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1：源泉控除配偶」から「0：控除対象外」に変更しました。

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、配偶者の有無に「1：配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0：控除対象外」が初期表示されます。

《関連メニュー》

[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

- 雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除

令和2年に雇用保険料の免除措置が廃止されており、すでに免除高齢者に該当する社員はいないため、[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」を削除します。

《関連メニュー》

[社員情報]-[社員情報登録]メニュー

- 所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの所得調整控除申告書の提出が「0：なし」で登録されていても、年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合には「1：あり」に変更され、所得金額調整控除額が計算されるようになりました。

『奉行Edge 年末調整申告書クラウド』をご利用の場合も、当システムの年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合は「1：あり」に変更されます。

《関連メニュー》

[年末調整]-[年末調整処理]メニュー

- これから公開される予定の明細書PDFや公開日時を確認可能
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューが追加されました。

毎月の給与処理が終わった後に、明細書の公開準備ができているかを確認することができるようになりました。当メニューでは、スケジュール登録されている公開の状況や日時の確認、公開予定の明細書PDFをプレビューで確認できます。また、公開の予約を取り消すこともできます。

- 給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書PDFに反映可能
＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

公開する社員の明細書は、給与処理で処理状況を「処理済」にすると、公開日時なども予約されます。

今までは、給与処理を行った後に明細タイトルや公開日時などを変更すると、翌月の明細書から反映されていました。変更内容を当月の明細書に反映させたいという要望に応えるため、公開前の当月の給与明細書に自動的に反映されるように変更されました。変更した内容の確認は、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューで確認できます。

＜ 関連メニュー ＞

- ・ [導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[還付金処理]-[還付金明細書]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]メニューの各メニュー

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年9月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月3日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.09



《改正情報》	
育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	2

《改正情報》

● 育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応

令和4年10月1日から、通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な休業制度、いわゆる産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。産後パパ育休を取得した場合も、社会保険料が免除されます。また、育児休業を分割して取得できるようになります。

これに伴い、令和4年10月以降、育児休業（産後パパ育休含む）を取得する場合の保険料免除の判定が変更されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年7月29日時点
銀行支店辞書	2022年8月1日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.08



《改正情報》

● 10月からの雇用保険率改定に対応

令和4年10月1日から雇用保険率が改定されます。

	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当システムでも上記の雇用保険率に対応しました。

なお、給与および賞与の雇用保険料は、9月以前の雇用保険率で計算されます。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年3月31日時点
銀行支店辞書	2022年4月4日時点
市町村辞書	2022年4月4日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.07



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2021年11月30日時点

銀行支店辞書

2021年12月6日時点

市町村辞書

2021年12月6日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.06



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2021年9月30日時点

銀行支店辞書

2021年10月4日時点

市町村辞書

2021年10月4日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.03



目次

健康保険と厚生年金の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加	2
搭載辞書を更新	2

- **健康保険と厚生年金の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加**

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定する健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。

また、選択肢の桁数が1桁から2桁へ変更されます。

◀ **関連メニュー** ▶

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年1月29日時点
銀行支店辞書	2021年2月1日時点
市町村辞書	2021年1月4日時点

小規模法人向けソフト


給与奉行[®]J11


機能アップガイド

Ver.4.02



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
源泉徴収票の新様式に対応	2
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	4
住宅借入金特別控除等の改正に対応	4
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	5
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	5
《機能追加》	
『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞	5
 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	6
搭載辞書を更新	6

《改正情報》

● 源泉徴収票の新様式に対応

令和2年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更されます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額が表示されます。

「基礎控除額」は、基礎控除額が48万円以外の場合に表示されます。
※基礎控除の適用がない場合は、0が表示されます。

「所得金額調整控除額」は、所得金額調整控除の適用がある場合に表示されます。

寡婦またはひとり親に該当する場合は、「○」が表示されます。
※年の途中で年末調整をしている場合で、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」は表示されません。摘要欄に表示されます。

元号が漢字で表示されます。

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和2年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・ [5169]単票源泉徴収簿（横型）
- ・ [5168]単票源泉徴収簿（縦型）
- ・ [5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】

【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和2年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注意

以下の旧様式の奉行サプライには、印刷することはできません。

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型） [4104]単票源泉徴収簿（縦型） [1695]源泉徴収簿

● 管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

● 住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和1年10月1日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。

「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。

令和2年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和1年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年1月1日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

所得控除等	税額控除	中途入社
【税額控除情報】 2以上(W)...		
居住開始年月日	令和 1年 10月 1日	
取得対価の額	0	
家屋土地等の総面積		m ²
居住用部分の面積		m ²
居住用割合	100.0%	
控除額適用区分	0 現行特別控除	
（特別）特定取得区分	2 特別特定取得	
借入金等年末残高	0	
特定増改築借入残高	0	
住宅借入金等控除額	0	

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。

※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。

※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦/ひとり親区分」に変更されます。

※2020年(令和2年)の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦/ひとり親区分」の設定が反映されます。

年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合(年末調整区分が「0:年調不要」の社員を含む)は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。

- ・「0:対象外」の場合は「0:対象外」
- ・「1:寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1:寡婦」
- ・「1:寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2:ひとり親」
- ・「2:特別寡婦」の場合は「2:ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。

※処理年が「2020年(令和2年)」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

● 基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和2年の年末調整申告書データ(令和2年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む)を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

＜機能追加＞

● 『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応 ＜『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合＞

『給与明細電子化クラウド』で、還付金明細書のWeb照会・配信に対応しました。

単独年調で年末調整処理を行った場合に出力する還付金明細書を、給与明細書や賞与明細書と同様にWeb照会したり、社員のメールアドレスに還付金明細書PDFを配信できます。

※還付金明細書のWeb照会・配信については、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの単独還付方法が「1:給与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの給与明細書、「2:賞与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの賞与明細書のWeb照会とメール配信の設定にしています。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[還付金明細書照会設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[携帯配信項目設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[還付金明細書作成処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信実行履歴]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信スケジュール管理]-[明細書配信スケジュール登録]メニュー



- 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能
◀ 『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合 ▶

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。

『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®]J11

機能アップガイド

Ver.4.01



目次

《改正情報》	
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

- 基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和2年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。

退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。

[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得税									
【家族情報】												
No	フリガナ	性別	生年月日	配偶者の有無	0	配偶者なし	【所得控除情報】					
	氏名	婚姻	同居区分	死亡年月日		居住者区分	寡婦／ひとり親区分	0	対象外			
配偶		0	男性	年 月 日	年 月 日	0	居住者	障害者区分	0	対象外		
		00	0	対象外	0	控除対象外	0	対象外	勤労学生区分	0	対象外	
子		0	男性	2010年 5月 10日	年 月 日	0	居住者	未成年者区分	0	対象外		
		01	子	0	対象外	9	年少扶養	0	対象外	災害者区分	0	対象外
									外国人区分	0	対象外	

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年4月30日時点
銀行支店辞書	2020年5月7日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点

小規模法人向けソフト

給与奉行[®] J11

機能アップガイド

Ver.4.00



目次

「奉行Myスペース」機能を追加	2
帳票作成（PDF）とその配信までの定期的な業務を、スケジュールを組んで自動化できる機能を追加	2
最新プログラムの自動アップデートに対応	3
『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』に対応 ＜『給与明細電子化クラウド』をご購入の場合＞	3
『奉行Edge 労務管理クラウド』に対応 ＜『労務管理クラウド』をご購入の場合＞	3

参考

『奉行J -給与編-』（Ver. 2.68）からの機能アップ内容が記載されています。

● 「奉行Myスペース」機能を追加

「奉行Myスペース」は、奉行上で自身の「お知らせ（リマインド）」や「タスク（作業）」を管理できます。



※画面は、『勘定奉行』の画面です。

日々、自身が行うタスクが「奉行Myスペース」で一目で確認できるため、作業の漏れや遅れによるトラブルを防止し、スムーズに日々の業務を遂行できます。

活用例は、操作説明の「奉行Myスペース」-「活用例」をご確認ください。

● 帳票作成（PDF）とその配信までの定期的な業務を、スケジュールを組んで自動化できる機能を追加

今まで手動で行っていた帳票作成からその共有までの一連の流れを、スケジュールを組んで自動化できるようになり、定型業務を効率化できます。スケジュールは、週次・月次や毎月15日、末日などの定期的な予定を登録できます。

また、以下の配信方法で共有できます。

- ・メール
- ・「奉行Myスペース」のお知らせ

◀ 新規メニュー ▶

- ・ [随時処理]-[業務スケジュール登録]-[業務スケジュール登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[業務スケジュール登録]-[業務スケジュール履歴]メニュー

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー

● 最新プログラムの自動アップデートに対応

お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムに自動アップデートします。
担当者様のセットアップにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

● 『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』に対応 ◀ 『明細電子化クラウド』をご購入の場合 ▶

『給与明細電子化クラウド』とは、あらかじめ設定した公開日時を過ぎると、社員がクラウド上にある自身の給与（賞与）明細書を照会したり、支給日など定期的なスケジュールで社員のメールアドレスに給与（賞与）明細書PDFを配信するサービスです。
支給明細書を印刷する必要がなくなりますので、毎月の給与処理業務を大幅に削減できます。

参考

『明細電子化クラウド』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
<https://www.obc.co.jp/bugyo-edge/payment>

● 『奉行Edge 労務管理クラウド』に対応 ◀ 『労務管理クラウド』をご購入の場合 ▶

『労務管理クラウド』とは、専門知識がなくても社会保険や雇用保険の手続きで必要になる書類を簡単に作成・電子申請できるサービスです。社員からの扶養親族の追加や住所の変更などの手続き（労務手続データ）をもとに、各種届出を電子申請することができます。
このサービスと当システムを連携して使うことで、『労務管理クラウド』の労務手続データをもとに、当システムの社員情報を更新することができます。また、『労務管理クラウド』では新入社員をメールで招待して入社に関する手続きを行い、当システムに受け入れて社員情報に社員を追加することができます。

参考

『労務管理クラウド』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
<https://www.obc.co.jp/bugyo-edge/labor>